



産業用ロボット導入予定、または既に導入済みの事業者の皆様ご存知ですか？

事業者は産業用ロボットの^{注1}教示等や^{注2}検査等の作業に

労働者をつかせるときはその全員に

^{注3}労働安全衛生法第59条第3項に基づき

特別教育を行うことが義務付けられています。



※写真はイメージです

注1 教示等：「産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニプレーターの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認」のことをいう。（労働安全衛生規則第36条第31号）

注2 検査等：「産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査、修理若しくは調整（教示等に該当するものを除く。）若しくはこれらの結果の確認」のことをいう。（労働安全衛生規則第36条第32号）

注3 労働安全衛生法第59条第3項：事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

株式会社田口鉄工所は、産業用ロボット導入に際し作業員教育のサポートをさせていただきます。

お問い合わせ

株式会社 田口鉄工所

〒503-0986 岐阜県大垣市中曽根町319-1 e-mail rtc-info@taguchi-mw.com

TEL 0584-91-3226 FAX 0584-91-7874

<http://taguchi-mw.com/rtc>



田口鉄工所はRTCグループとして 東海圏の産業用ロボットの未来を 見据えた活動を始めています。



RTCグループは年間1000名のロボット有資格者を輩出している

兵庫県西宮市の「RTC兵庫」と東京都大田区の「RTC東京」に次ぐ拠点として、

岐阜県大垣市に「RTC東海」として2019年2月に開講しました。

当センターでは労働安全衛生規則第36条第31号第32号に基づいた

安全教育を実施しその受講者には労働安全衛生規則に定められた

特別教育修了証を発行しております。



〈ロボットテクニカルセンターの特別教育講習の3大特徴〉

国内主要メーカーからロボット設置

学科ではロボットテクニカルセンター内講習室を使用し
実技は当センターの講習用ロボットを使用します。

実機を用いた実践式の講習

実機を用いた講習で実践的な
学ぶことができます。

修了後、実務講習のサポート

修了後でも操作教示等の練習ができます。
事前予約制で別途指導料が必要です。

産業用ロボット特別教育講習〈産業用ロボット安全特別教育コース〉

開催日程

2025年 7/15 (火) — 17 (木)	8/5 (火) — 7 (木)
9/9 (火) — 11 (木)	10/7 (火) — 9 (木)
11/18 (火) — 20 (木)	12/9 (火) — 11 (木)
各回 3日間 09:00 ~ 17:00	※団体でのお申込みの場合、 出張講習承ります。 お気軽にお問い合わせ下さい

受講料

1名様 44,000円 税込

3日間のカリキュラム

受講後には産業用ロボットの教示等及び
検査等の業務に携わる特別教育修了証を発行します。

特別教育コース		時間 (H)	講習内容
1日目	学科 13時間	2	産業用ロボットに関する知識
		4	産業用ロボットの教示等の作業に関する知識
		1	関係法令
2日目	実技 6時間	2	産業用ロボットに関する知識
		4	産業用ロボットの検査等の作業に関する知識
3日目		6	産業用ロボットの教示等の検査方法 産業用ロボットの操作方法 産業用ロボットの教示等の作業方法

開催会場 RTC 東海

岐阜県大垣市赤坂東町16番地
株式会社田口鉄工所 赤坂工場内



MAP

産業用ロボット特別教育講習 申込用紙

会社名 / 名前 / 参加希望開催日 / 月 日 ~ 月 日

電話番号 / メールアドレス /

上記申込用紙に必要事項をご記入いただき、FAX又はメールにてお申し込み下さい。
また、QRコードのサイトからお申し込みすることも可能です。

FAX 0584-91-7874



申込はこちら

お問
合わせ

RTC 東海

株式会社 田口鉄工所

TEL 0584-91-3226 FAX 0584-91-7874

e-mail

rtc-info@taguchi-mw.com